

デジタル行財政改革 取りまとめ2025（案）

2025年6月13日

デジタル行財政改革会議決定

I. デジタル行財政改革の基本的な考え方

我が国は、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を迎えた。今後も少子高齢化の波はますます押し寄せ、2040年には、高齢者人口がピークを迎えると同時に、公務部門における就業者数は現在の半数程度に減少し、さらに2070年には、我が国の人口は、現在の約3分の2（約8,700万人）となり、その約39%が高齢者となることが予想されている。地域の人口密度の低下は公共サービス等の生産性の低下を招き、必要な公共サービス等の提供が困難になることも想定される。また、高度経済成長期に整備されたインフラについて今後20年で建設後50年以上経過するものの割合が加速度的に高くなる。

一方で、AI、web3等のデジタル技術及びその利活用は加速度を増して進展する中で、個人のニーズは多様化が進み、行政は多岐にわたる対応を新たに行っていく必要がある。例えば、蓄積された膨大な量のデータを基盤として豊富な情報を処理するAIにより、これまで人が行っていた作業を代替したり、人が行っていた以上の成果を創出したりすることが可能となりつつあり、今後、様々な分野において効率性や利便性を大きく向上させる可能性がある。また、地方創生2.0では、web3を活用して、アナログの価値をデジタルで最大化する高付加価値化や関係人口の創出等に取り組む先進事例も存在する。

こうした状況下において、急激な人口減少社会に対応し、人手不足や生産性の低迷、イノベーションの加速といった諸課題を克服するために、利用者起点でデジタルを最大限に活用して我が国の行財政の在り方を見直し、広く公共サービスの維持・強化や社会的課題解決を図るとともに、地域経済活性化・経済成長を実現する面的DXを推進する。このような取組により、個人の幸福・自由の実現、企業の経済活動の拡大、社会の公共的利益の増進、行政サービスの効率化・高度化を目指す。

このような、一人ひとりの可能性を引き出し、新たな価値と多様な選択肢が生まれる豊かな社会を目指すことが、デジタル行財政改革の目的である。

このデジタル行財政改革を進めるに当たっては、「デジタル行財政改革取りまとめ2024」¹（以下「取りまとめ2024」という。）からバージョンアップし、新たな視点を取り入れた取組方針に沿って進めていく。その際、「デジタルライフライン全国総合整備計画」²における取組など各府省庁における取組のうち、広く

¹ 2024年6月18日デジタル行財政改革会議決定。

² 2024年6月18日デジタル行財政改革会議決定。

各地域で共通のインフラとして機能する可能性があるものについては、各府省庁の縦割りを排し、予算、制度改革などを駆使して、迅速に普遍化し、総合的な社会実装を目指すことが重要である。

1 点目は、地方に死蔵するアナログの価値を、AI や web3 等デジタル新技術の活用により再定義することで、高付加価値化や内外の新たな市場開拓を進めるなど「地方創生 2.0」の強力な後押しを行うことである。

2 点目が、AI の活用やその「燃料」となるデータの利活用を進めることで、行政や諸産業の効率化、人手不足の克服を達成するとともに、新たな価値を生み出し、産業や地域の変革、生活の質の向上に加え、行政における効率化やサービスの高度化を図ることである。

3 点目は、新たなデジタル技術の活用などイノベーションの社会実装を阻害しているレギュレーションの徹底的な見直しと DX の推進を行うことで、これまでの「無駄を削る」行革から、政策立案・意思決定の改革、DX・AI による行政機能の高度化といった「行政そのものを新たに創り替える」行革への転換を図ることである。

これらによって、個人の幸福・自由が最大化された豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立する。

こうした、デジタル行財政改革の方針に沿って、地域の生活環境を支える、教育・子育て／医療・介護・福祉相談／モビリティ／インフラ／その他防災やスタートアップ、労働といった各分野について、サービスの持続可能性と利便性向上に向けた規制・制度の見直しやシステムの整備を推進する。その下支えとして、国・地方の共通システムの対象候補の選定、都道府県による小規模自治体への支援の強化等、国・地方の連携の仕組み・共通基盤の構築を行いながら、データ利活用制度の検討や EBPM による「見える化」を進め、政策を改善する。

これらの実現のためには、全国の現場の方々が直面する現実の課題に向き合い、解決策を共に考え、実証し、普遍化していくことが必要であり、「デジタル行財政改革会議」において、有識者構成員等から意見を頂戴し、閣僚による議論を踏まえた総理からの具体的な指示の下、できるものから改革に取り組んでいる。

Ⅱ. 各分野における改革

1. 教育等

＜利用者起点で目指す姿＞

GIGA スクール構想に基づき全ての自治体で 1 人 1 台端末等の整備が進み、教育 ICT 環境は飛躍的に進展しているが、誰一人取り残すことなく、全てのこどもたちの力を最大限に引き出すことを目的とした教育データの利活用については、意欲ある自治体において先進的な取組が広がっている一方で、取組の程度には地域間で大

きな差があるという課題がある。また、自治体や学校ごとにデジタル化がバラバラに進むことによる弊害も指摘されている。

また、教師の勤務実態は依然として厳しい状況にあり、教師の働き方改革の実現は喫緊の課題となっている。

このため、国、自治体、学校、民間企業等の様々な関係者が連携・協力することにより、自治体を越えた広域的なデータ連携を含め教育データの利活用を進めていくとともに、校務 DX の推進により、教師の働きやすい環境を実現することで、こどもと向き合う時間を増やし、オンライン教育等も活用して、こどもの学びの質の向上を図っていく必要がある。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備

児童生徒１人１台端末環境において、全てのこどもたちの力を最大限に引き出すことができるよう、官民が役割分担して、学びの利便性向上やデータ利活用を推進するための環境を整えとともに、各学校における効果的なデジタル教材等の導入を促進するためのデジタル基盤の構築に向けた検討に着手したが、教育における各種システムや学習リソース間の連携、自治体を越えたデータ連携に課題がある等の理由で教育データ利活用が全国的な動きになっていない。

このため、教育データの利活用を推進する上で、官民が適切な役割分担の下、整合性を持って施策を進めていく必要があることから、デジタル行財政改革会議における議論の成果等も踏まえ、教育 DX の目指すべき姿と、その実現に向けて必要な施策を改めて整理し、2025 年 6 月中に教育データ利活用ロードマップを「教育 DX ロードマップ」として改定する。

また、質の高い教育の実現と、転校・進学時における保護者や教師の負担軽減を図るため、2025 年度に高校入試事務手続のデジタル化を着実に進め、進学に必要なかつデータ化が可能な書類の精査も行うとともに、その成果も活かしつつ、主体・データの真正性を確保する教育分野の認証基盤として G ビズ ID や JPKI（公的個人認証サービス）を活用し、調査研究・技術実証を 2026 年度までに実施する。並行して、自治体を越えたデータ連携に向けて、データの取扱いの整理や標準化、実証済みの標準規格の社会実装を継続的に推進する。

さらに、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用の基盤を整備するため、民間学習 e ポータルと学習リソースの接続などに関する学習 e ポータルの課題も踏まえた教育データの相互互換性を確保するためのルールを実装するための取組を行うとともに、教育データの取得などを行うツールである「MEXCBT」

³、「EduSurvey」⁴の整備・活用を進める。

教育データの利活用を実効的に広めていくため、各自治体における様々なデータ利活用の実証等を通じたユースケースの創出や横展開、アドバイザー派遣、データを正しく理解し活用できる力（データリテラシー）向上に向けた伴走支援など、自治体への支援を行う。

あわせて、エビデンスに基づく効果的な対応を推進する EBPM の観点から、公教育データ・プラットフォームの充実など、教育関連データの収集・分析の充実を図る。

（２）校務 DX の推進

①ネットワークの改善

ネットワークについては、2023 年 11 月に全国の公立小・中・高等学校に実施した簡易帯域測定の結果（速報値）を一定の仮定の下で推計すると、2024 年 4 月に文部科学省が設定した「当面の推奨帯域」を満たす学校は 2 割程度に留まり、同時・多数・高頻度での端末活用に必要なネットワーク環境の整備が課題となっていたことから、学校のネットワークの改善手順を示す自治体向けのガイドブックを 2024 年 4 月に公表・周知するとともに、2024 年度補正予算においてネットワークアセスメントの徹底とその結果を受けた通信ネットワークの着実な改善を促す新たな補助事業を創設した。

あわせて、2024 年 8 月に自治体が適切な通信サービスを選択できるよう、関係省庁と共同で電気通信事業関連団体への要請を行うとともに、2025 年 2 月に教育向け通信サービスのカタログサイトの公開、自治体向けピッチイベントを開催した。

これらの取組を通じ、2025 年度末までに全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう引き続き取り組む。

②次世代校務 DX 環境の整備

2024 年 4 月に公表した「教育 DX に係る当面の KPI（重要業績評価指標）」において、「2029 年度までに全ての自治体で次世代の校務支援システムを導入済みとすること」を掲げていることを踏まえ、今後、2026 年度から 4 年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行を順次進める。

そのため、次世代校務 DX を推進するための必要事項を取りまとめた「次世代

³ 児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的 CBT（Computer Based Testing）システム。

⁴ 文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することによる調査集計の迅速化、統合作業の削減による教育委員会等の負担軽減にも資する WEB 調査システム。

校務 DX ガイドブック-都道府県域内全体で取組を進めるために-」を 2025 年 3 月に公表した。その中で、指導要録、健康診断票、出席簿、転入学通知書等について参考様式を示すとともに、その他の帳票も含め、原則としてカスタマイズを行わないよう留意すべき旨示した。

あわせて、都道府県域で次世代型校務支援システムを共同調達・共同利用することを条件として、次世代校務 DX 環境整備に要する初期費用等を支援する新たな補助事業等を実施し、全国の次世代校務 DX の取組を推進するとともに、共同調達によるコスト削減や教師の異動に際する負担の軽減、自治体における事務負担の軽減、特に小規模自治体での安定的な調達を後押ししている。

また、次世代校務 DX 環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策に関し、2025 年 3 月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を行ったほか、「教育情報セキュリティポリシーハンドブック」の策定を行った。「教育 DX に係る当面の KPI」を踏まえ、2025 年度中に全ての自治体がクラウド対応の教育情報セキュリティポリシーを策定済みとなるよう引き続き働きかける。

③進捗状況の把握（政策ダッシュボードの活用）

学校・学校設置者が校務 DX を推進する際に取り組むことが望ましい項目を整理した「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検のフォローアップ結果を 2025 年 3 月に公表した。同チェックリストにおける教職員と児童生徒・保護者間の連絡のデジタル化などの項目について、全国を取組状況を可視化し、一元的に表示・閲覧できる政策ダッシュボードを 2024 年 3 月に公開したところであり、進捗状況を随時更新していく。

学校における働き方改革の推進に向けて、今度 5 年間で（2029 年度までに）、教師の平均の時間外在校等時間を約 3 割縮減し、月 30 時間程度に縮減するとの目標を 2024 年 12 月に設定・公表した。さらに、「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」⁵の取組状況を含む、教育委員会における学校の働き方改革のための進捗状況について、政策ダッシュボードを活用した可視化に取り組む。

引き続き、政策ダッシュボード等も活用し、全国の校務 DX の実態を把握しながら必要な施策を進める。

④高校入学者選抜手続の DX

公立高校入試の単願制の問題点解消に向けて、デジタル技術の活用により、高

⁵ 2019 年の中央教育審議会答申において、登下校に関する対応、部活動、成績処理等のこれまで学校・教師が担ってきた 14 の業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」の 3 つに分類して示した。

校教育の質向上にもつながるよう、生徒の希望する進学につながるメリットや現場の課題を考慮しつつ、自治体・高校関係者の意見もよく聞いた上で丁寧に検討し、希望する自治体での事例創出の具体化に取り組む。

（３）こどもの学びの質の向上

①GIGA 端末の共同調達

2023 年度に都道府県に基金を造成して、2024 年度から GIGA 端末の都道府県を中心とした共同調達ができる体制を整備した。こういった取組により、5 年程度をかけて計画的・効率的な端末整備を推進する。あわせて、GIGA 端末更新の補助要件とすることにより、指導者用端末の整備を進める。

②オンライン教育・民間人材活用の促進

中山間地域や離島の小中学校の「多様な学び」を実現することを目指し、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES により、2024 年度に東京都島しょ地域の小中学校を対象として、オンライン授業の発信者となる専門性の高い教師や民間人材をリスト化し、リストに掲載される発信者と、受信者となる教師とをつなぐマッチング機能等を備えた共通利用基盤を構築した。その成果を踏まえ、2025 年度以降横展開を図る。

③デジタル教材等の活用促進

児童生徒の特性に応じた主体的な学びの実現に向け、デジタル教材等の効果的活用や授業準備の負担軽減を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES により、2024 年度に群馬県の小中学校の図画工作科・美術科の授業において、教師が利用しやすいデジタル教材等を作成し、共通で利用できる基盤を整備した。その成果を踏まえ、2025 年度以降横展開を図る。

（４）学校保健 DX の推進

学校保健においては、保健調査票の手書きでの記入等の書面前提の手続が保護者や養護教諭等の負担となっており、また、予防接種記録やアレルギー疾患等こどもの支援に必要な情報の効率的な共有が困難といった課題があることを踏まえ、データ連携による保護者や養護教諭等の事務負担の軽減や学校と地域医療機関間の情報共有の実現に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES を活用し、2025 年度中に先行して実装に取り組む。先行実装の成果を踏まえて、全国展開の可能性や国における基盤構築の必要性を検討する。

また、学校・保育施設における感染症発生状況等の把握に関し、学校等欠席者・感染症情報システムへの入力等が養護教諭や保育士等の負担となっていることを

踏まえ、欠席情報のデータ連携による事務負担の軽減及び学校等欠席者・感染症情報システムの一層の普及促進に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES を活用し、2025 年度中に先行して実装に取り組み、その成果の普及を図る。

2. 子育て

＜利用者起点で目指す姿＞

子育て世帯にとっては、妊娠・出産や保育所入所に係る手続など子育てに関する様々な行政手続に必要な情報を把握し、その上で、市役所等で書面・対面で行う申請に要する時間が大きな負担となっている。また、保育の現場にとっては、紙を前提とした業務による、保育士や自治体職員の報告書作成等の事務負担が課題となっている。

このため、デジタルの力を活用して、子育て世帯や保育の現場の負担を軽減し、こどもに寄り添った子育て環境を実現していく必要がある。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）「プッシュ型子育て支援」⁶の実現

①子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築

現状では、子育て支援制度やその申請方法が複雑で自治体ごとにバラツキがあるため、子育て世帯にとって必要な情報を自ら調べて把握する負担が大きい。こうした課題の解決を図るため、必要な情報を最適に届ける仕組みを構築する。

具体的には、2023 年度における東京都の先行プロジェクトを踏まえ、2024 年 9 月より指定都市等 150 自治体の子育て支援制度の調査を実施し、その結果に基づき、2025 年度中に「子育て支援制度レジストリ」⁷を整備する。順次その他の自治体における子育て支援制度についても調査を進めるとともに、レジストリ情報の継続的な更新に向けて通知を発出する等、自治体の協力を要請する。さらに、レジストリ情報を民間の子育てアプリと連携可能とすることにより、電子母子健康手帳アプリや保育園連絡帳アプリなど日常で使う子育てアプリから、子育て世帯に対して、必要な情報を最適なタイミングでプッシュ型でスマートに配信するための仕組みを 2025 年度中に実現する。

これらの取組により、子育て世帯が必要な情報を自ら調べて把握する時間を削減するとともに、給付の貰いそびれや健診の受診忘れを防止し、子育て支援制度の利用率の向上を図る。

⁶ 必要な情報の把握や申請手続に要する保護者の負担を軽減し、行政側から最適な子育て支援を保護者に提供することを目指す取組。

⁷ 国・自治体の子育て支援制度に係る情報を集約・構造化したデータベース。

②出生届のオンライン化

出生届について、両親等が市役所等で対面で手続を行う必要性や紙媒体での提出が子育て世帯の負担となっている課題の解決を図るため、出生届のオンライン化を推進する。

具体的には、オンラインでの出生の届出において添付する出生証明書について医師等の電子署名の付与を不要とする省令改正を実施し、希望する市区町村が、試行的にその画像情報による添付を可能とした上で、マイナポータルの「手続の検索・電子申請」機能を用いた出生届のオンライン届出を2024年8月に開始した。

また、2025年3月に、オンライン出生届の提出に併せて新生児のマイナンバーカード交付申請を行うことを可能とした。

さらに、全ての自治体において出生届のオンライン化を可能とするため、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を行うことができる環境を2026年度を目途に整備することを目指すとともに、出生証明書については母子保健情報等の情報連携基盤（PMH⁸）等を介して医療機関から自治体に電子的に提出することを可能とすべく、検討を進める。

これらの取組を踏まえ、出生・子育て分野の手続に関し、多くの国民が申請・届出を行う手続を1つのフォームでオンライン一括申請（コネクテッド・ワンストップ）ができる環境の整備を目指す。

③母子保健 DX の推進

現状では、妊婦・乳幼児健診等は問診票など紙による運用が基本となっているため、住民や自治体、医療機関において負担・手間が生じており、また、健診結果等の共有にタイムラグが生じている。これらの課題の解決を図るため、母子保健情報の迅速な共有・活用を可能とする母子保健 DX を推進する。

そのため、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH）を整備し、希望する自治体において先行的に運用を実施するとともに、市町村から健康診査等の情報の収集等の事務を審査支払機関へ委託することを可能とする内容を含む制度改正を行った。2024年度に引き続き、2025年度以降も先行実施の進捗等を踏まえ、導入自治体の拡大を図るとともに、必要な機能の拡充を行う。

あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度に課題と対応を整理した結果を踏まえ、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年

⁸ Public Medical Hub の略称。医療費助成、予防接種、母子保健等の分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を実現するための、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム。

度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。

これらの取組等を通じて、母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）を活用してスマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなど、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健 DX の全国展開を推進することにより、住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減する。

④里帰りする妊産婦への支援

里帰りをする妊産婦について、健診情報や伴走型相談支援の情報が自治体間で十分に共有できておらず切れ目のない支援の提供に支障を来す場合があり、また、関連する事務手続きが煩雑となっている。

これらの課題の解決を図るため、里帰りに関する実態調査を行うとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行った。この実態調査の結果を踏まえ、情報連携基盤（PMH）を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを活用して、2025 年度に希望する自治体において先行的に運用を開始するとともに実施自治体の拡大を図り、2026 年度以降の全国展開を目指す。

これにより、里帰り先自治体と住民票所在地自治体の間で母子保健情報がスムーズに共有され、切れ目のない支援を提供可能とするとともに、里帰りした場合の煩雑な手続きが改善されることが期待される。

（２）保育 DX による現場の負担軽減

①保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー⁹）実現に向けた全国基盤整備

現状では、保育施設等における ICT 導入は限定的で、手書きなどアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。同時に、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。これらの課題の解決を図るため、保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー）の実現に向けた全国基盤を整備し、保育施設等・自治体の業務効率化を図る。

そのため、保育所等の ICT 導入や業務支援アプリの活用を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES を活用した試行や保育現場での DX 推進に向けた調査研究を踏まえ、2025 年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設等や自治体の業務システムと連携した保育業務施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業

⁹ 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

務の運用を開始し、2026 年度以降その全国展開を進める。

これにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、保育施設等における人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援する。また、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務への注力を可能とする。

②保活ワンストップシステムの全国展開

現状では、保育所入所申請に当たり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の「保活」に係る保護者の負担が大きく、また入所決定通知までに多くの時間を要するため、こどもの入所や保護者の復職に向けた準備への支障となる場合もある。また、自治体においても、保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が大きくなっている。また、入所申請時に必要な就労証明書について、国による様式の統一・法令上の原則化は図ったものの、企業側の書類作成負担は十分に軽減されていないとの指摘がある。これらの課題の解決を図るため、保活ワンストップシステムの全国展開を図る。

そのため、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES を活用した試行や保育現場での DX 推進に向けた調査研究を踏まえ、一連の「保活」がワンストップで完結できるよう、「保活」に関わる様々な情報を整理し、保活情報連携基盤（2025 年度中に構築予定）を構築することでシステムや行政手続間の連携を確保するとともに、入所申請のオンライン化・届出一度きり原則（ワンスオンリー）の実現に向けて、2026 年度の入所申請に向けた「保活」から運用改善を開始する。特に就労証明書については、就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、2025 年度中に保活情報連携基盤の中で機能を実装する。その際、2024 年夏以降開催されている官民ワークショップにおいて、勤務先企業を含めた幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、議論を進める。

これらにより、保護者の「保活」に係る負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減するとともに、自治体担当者の事務負担の軽減や入所決定通知までの期間の短縮を図る。さらに、マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所希望とのミスマッチ等による待機児童の発生を抑制するとともに、保護者の入所施設への満足度の向上を図る。

③保育現場における ICT 環境整備

保育業務届出一度きり原則（ワンスオンリー）や保活ワンストップの実現のためには、保育施設等の現場における ICT 環境が前提となる。そのため、2025 年

度中に保育施設等における ICT 端末導入率 100%を目指し環境整備を進める必要がある。保育施設等における ICT 導入状況を把握するとともに保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤とデータ連携が可能な保育 ICT システムの標準仕様を検討し、それらの結果を踏まえ、段階的・計画的に整備を進める。

また、ICT 導入の目的は利便性の向上のみに留まらない。こどもの生命に関わる重大事故が依然として発生する現状にあっては、テクノロジーも活用し、一層安全な保育環境を整備することが求められる。そのため、睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を、既に実施している設備における性被害防止対策の支援とあわせ、推進する。

あわせて、保育分野における ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、①先端的な保育 ICT のショーケース化、②ICT に関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行うモデル的な取組（保育 ICT ラボ）を行うための経費を支援する。

④放課後児童クラブ DX の推進

共働き家庭の増加に伴って放課後児童クラブのニーズは増大しているが、放課後児童クラブの利用手続のオンライン化や事業所における ICT 導入は十分に進んでおらず、保護者や職員の負担軽減につながる取組が期待される。

そのため、2024 年度に実施した放課後児童クラブの ICT 端末の導入や活用に関する調査結果を踏まえ、ICT 利活用の好事例の横展開等を行い、引き続き利活用支援を行う。

また、2025 年度に実施する利用手続や事業運営に関する DX 推進実証事業において、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討等を行い、成果物を活用した好事例等の横展開等を行う。実証事業の成果を踏まえ、放課後児童クラブにおける DX を推進する。

3. 医療

＜利用者起点で目指す姿＞

少子高齢化の進展に伴い、地域における医療従事者の確保が重大な課題となっている中、デジタルの力も積極的に活用して、患者一人一人により質が高く、効率的な医療を提供できるようにしていくことは喫緊の課題である。

このような観点から、取りまとめ 2024 では、「医療 DX の推進に関する工程

表」¹⁰（以下「医療 DX 工程表」という。）に基づく取組を着実に推進することとし、一方で、進捗状況が芳しくなく、様々な課題が挙げられた電子処方箋を取り上げて導入促進の取組を進めてきた。

今後は、これまでの取組やフォローアップ調査の結果などを踏まえて、特に医療機関への電子処方箋の着実な導入の推進と、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備が重要となる。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）医療データ利活用の推進

医療データの利活用は、国民一人一人の誕生から現在までの生涯にわたる情報を自分自身で一元的に把握し活用することを通じた健康増進、過去の診療情報等の医療機関等の間での適切な共有を通じ患者本人が受けられる治療やケアの質の向上や医療受診時の負担の軽減といった一次利用の面から、また、医学研究・創薬・医療機器の開発等を通じた医療水準の向上、医療資源の最適配分や社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）といった二次利用の面からも極めて重要であるため、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」¹¹に基づき、取組を進める。

（２）電子処方箋の導入促進

①導入目標の設定

電子処方箋について、医療 DX 工程表の「2025 年 3 月までに、オンライン資格確認を導入した概ねすべての医療機関・薬局に導入する」との目標の達成には至らなかったが、2025 年夏頃には概ね全ての薬局での導入が見込まれており、複数の医療機関を受診する患者を薬の相互作用リスク（重複投薬等）から守る観点や、直近の薬剤情報が有事の際に利用可能になる観点といった主要な施策目標は実現されることとなる。一方で、効率的な情報連携のためには、足下の導入率が 1 割程度にとどまる医療機関への導入が課題となる。

こうした課題の解決に向けては、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境を整備していくことが前提となる。このため、昨年末に電子処方箋の発行を一時停止し、電子処方箋システムの一斉点検の実施に至った事案¹²を踏まえた対応として、まずは 2025 年 8 月に、電子処方箋管理サービスにおけるダミーコードに係るシステム改修を終える。また、更なる対応として医薬品コードの仕組みの在り方について方向性を整理する。

¹⁰ 2023 年 6 月 2 日 医療 DX 推進本部決定。

¹¹ 2025 年 6 月 13 日デジタル行財政改革会議決定。

¹² システムにコードが登録されていない医薬品に用いるコード（ダミーコード）が要因で、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が報告される等の事案が発生したもの。

また、2025 年 2 月には、電子処方箋が導入されていない医療機関等の導入阻害要因の分析と必要な対応の検討のため、病院、医科診療所、歯科診療所等のセグメント別にフォローアップ調査を実施した。この調査では、導入促進のためには電子カルテの導入と一体となった取組や費用負担の軽減、国民の利用意向向上の必要性等が示されている。3 月には、電子処方箋システムの必要最小限の基本機能を新たに提示するとともに、4 月より補助金の延長、診療報酬上の対応、活用できる税制の周知などの更なる導入策を講じているところであるが、こうした調査の結果を踏まえた必要な施策を検討する。さらに、現在実施している早期に電子処方箋を導入した医療機関等に対する電子処方箋の利活用状況や効果等に関する調査を通じ、医療関係者の理解向上・活用促進につながる施策を検討する予定である。

こうした取組や分析を着実に進め、2025 年夏を目途に新たな導入目標を設定し、当該目標に向け、電子処方箋の導入を進めるための施策を速やかに実施する。

②ダッシュボードを活用した取組の充実等

2024 年 7 月には、「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」を作成し、都道府県別・病院、医科診療所、歯科診療所、薬局別の導入状況を「見える化」し、月次で進捗状況を把握することを可能とした。このダッシュボードを活用し、導入が低調にとどまる都道府県については、都道府県と連携して、関係団体や中核的な医療機関等に積極的な働きかけを行うといった取組を進め、電子処方箋の面的な普及を促進している。

こうした取組に関し、2025 年 6 月の「政策改善対話」での議論も踏まえ、更なる取組として、市町村単位での導入状況の「見える化」や電子処方箋の導入の阻害要因を踏まえた進捗状況の把握の検討など、その取組の充実を図る。

(3) リフィル処方箋等の活用の推進

リフィル処方箋等については、取りまとめ 2024 において、医療保険者や医療現場と連携した周知・広報により、リフィル処方箋の認知度を向上させ、その活用を推進するとされており、2025 年 3 月にはリフィル処方箋の認知率や利用状況に関するダッシュボードを公表した¹³。

医師や薬剤師等の適切な関与のもとリフィル処方箋の活用¹⁴を進めていくことは、患者の通院負担の軽減や利便性の向上、医療機関と薬局の連携による医療の効率的な提供の推進、医療費適正化といった観点から重要であり、引き続き、リフィル処

¹³ 2024 年 3 月末時点のリフィル処方箋を知っている患者は 29.1%、医師は 96.7%、薬剤師は 99.5%。

¹⁴ 全処方箋に占めるリフィル処方箋の割合は 0.07% (2024 年 7 月診療分)。

方箋の活用を推進するため、KPI を早急に設定・公表するとともに、次期診療報酬改定において適切な運用や活用策の検討を行う。

（４）災害時活用も視野に入れた救急医療と消防のワンストップ連携

今後も救急搬送件数の増加が見込まれる中、搬送調整の円滑化や傷病者の病態に応じた適切な医療機関への搬送の実現に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES を活用し、2025 年度中に、救急現場で得た傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有でき、応需状況のタイムリーな把握も可能なプラットフォームを構築するとともに、民間の救急システムとの連携を可能とする。

さらに、災害時活用も視野に入れた EMIS（広域災害・救急医療情報システム）との連携や、消防庁で取り組む「マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）」との連携等の実現に向けて課題の整理等を行う。

これらの成果を踏まえ、厚生労働省において消防庁と連携し、2026 年度より全国統一基盤の展開について検討を開始する。

4. 介護

＜利用者起点で目指す姿＞

高齢化の進展に伴い介護サービスに対するニーズも増加していく中、2040 年には約 57 万人の介護職員が新たに必要となると試算されるなど、担い手不足が深刻な状況にある。一方で、一部の介護事業所では費用面や人材面等の課題によりデジタル技術の活用による省人化、生産性の向上等に遅れがあり、制度全体の持続可能性にも懸念の声がある。デジタルの力も積極的に活用して、介護を必要とする者に、質の高い介護サービスを効率的に、かつ、持続的に提供できるようにしていくことが重要な課題となっている。

こうした観点から、取りまとめ 2024 に基づき、介護テクノロジー¹⁵の導入補助、定着支援まで含めた伴走支援、これらに必要な人材育成、生産性向上推進体制加算（2024 年度介護報酬改定において新設）の取得促進等、介護現場の生産性向上を進める取組を実施してきた。

今後は、これらの支援が事業所の状況に応じて適切に活用され、介護現場において取組が確実に実行されるようにしていくことが重要である。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）政策ダッシュボード等の活用による「見える化」の更なる推進

¹⁵ 「介護テクノロジー利用の重点分野」で定める介護ロボットや ICT 等のテクノロジー。

介護現場の生産性向上に係る KPI（重要業績評価指標）¹⁶の進捗状況を「見える化」し、事業所や自治体へのフィードバックを通じてその取組を進めていくため、2024 年 9 月に「介護現場の生産性向上に関するダッシュボード」を公開した。今後は、生産性向上の継続的な取組を実施している事業所の状況として「生産性向上推進体制加算」の算定状況を 2025 年夏までに公表するなど、政策ダッシュボード等による取組の充実を図る。

（２）都道府県を中心とした生産性向上に資する取組の推進

介護現場の生産性向上に資する取組の促進に関して努力義務¹⁷が課されるなど重要な役割が期待されている都道府県の取組はより一層重要となり、国と都道府県の連携の下で支援を進める必要がある。

特に、事業所の生産性向上の取組を効果的に支援するためには、都道府県が KPI の進捗状況等から地域特有の課題等を正しく認識し、政策につなげることが重要である。このため、ダッシュボードを活用し「見える化」した KPI について、都道府県別の進捗状況を分析し、その結果を踏まえ、都道府県による事業所の生産性向上に資する取組がより促進されるように支援する。

また、都道府県が設置し、生産性向上の取組に関してワンストップ型の総合的な事業所支援を行う「介護生産性向上総合相談センター」が都道府県の支援窓口として重要な役割を担うことになることから、引き続き、2026 年度末までに全都道府県への設置を進めるとともに、併せてセンターの機能強化の検討を進める。

（３）介護テクノロジーの開発・導入促進に向けた取組の推進

介護現場における生産性向上を進めるに当たっては、介護現場と介護テクノロジー等の開発企業が円滑かつ効果的な連携を図ることが重要であり、2025 年 3 月にはこうした連携を図るガイドライン¹⁸を作成した。介護現場におけるテクノロジーへの理解促進及び開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境整備の支援として、2025 年度から、新たに CARISO（CARE Innovation Support Office）を運営し、スタートアップを含む開発企業等の研究開発から上市に至るまでの総合的な支援を行うこととしており、この中で同ガイドラインも活用するなど、テクノロジー開発企業に対する支援に係る相談対応機能の強化を図る。

¹⁶ 都道府県ワンストップ窓口の設置数、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合、委員会設置事業者割合、人員配置率、離職率 等。

¹⁷ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）における介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い、都道府県に対し、介護事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務が規定された。（2024 年 4 月 1 日施行）

¹⁸ 介護テクノロジーの環境開発改善に向けたガイドライン（2025 年 3 月）。デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES を活用し、神奈川県が作成。

5. 福祉相談

＜利用者起点で目指す姿＞

家族・地域社会の変化等を背景に住民が抱える困難や生きづらさが多様化・複雑化する中、限りある人員が、住民に寄り添い、きめ細かな相談支援を行えるよう、相談現場の声も取り入れながら、デジタルの活用を進める。これによって、人々との相談時間を充実させ、また、多様な関係者間が安全かつ確実に連携できる体制の構築を目指す。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）こどもや家庭に寄り添った相談業務の DX の促進

こども家庭福祉分野における職員の業務負担軽減や、こどもや家庭に寄り添った相談業務を進めるため、2024 年度に、児童相談所やこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況を把握し、デジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスや自治体の取組事例を整理した。

これらの情報の周知等を通じて、他のこども・子育て分野等の DX の取組と連動しながら、児童相談所やこども家庭センターにおける業務支援アプリの活用を含めた ICT 化をより一層推進する。

（２）福祉相談業務の DX の促進

きめ細かな相談支援を行う体制を構築するため、単独の支援関係機関では対応が困難な、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例等に対して支援等を行う事業（重層的支援体制整備事業のうちの多機関協働事業）において、地方公共団体や支援関係機関の職員等の多様な関係者間の情報共有を行うための相談記録プラットフォームのプロトタイプを都道府県がイニシアティブを発揮して、2024 年度に開発した。

2025 年度は、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES を活用して、相談記録プラットフォームに蓄積されるデータや AI をはじめとするデジタルを活用した人材育成の取組を実施するとともに、重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化を推進するための方針（以下「共通化推進方針」という。）に基づく取組を進める。

福祉相談業務の DX の促進に当たっては、地方公共団体が福祉分野において幅広く活用できるよう地方公共団体の意見を丁寧に取りながら進めていく。

6. モビリティ

＜利用者起点で目指す姿＞

長期的な利用者の減少や担い手不足により、地域において日常生活や観光等における移動需要に応えることが難しくなっているなど、移動の足が不足している。

移動の足不足対策を実施するに当たり、感染症の拡大等を契機としたライフスタイルや価値観の変化に伴い多様化する移動ニーズを捉えて、地域のニーズに合った適切な供給を実現する観点からも、それらに対応したサービスを提供していくことが重要となる。

また、自動運転等について事業性の確保や社会受容性の向上の課題に対応していくことで需要の顕在化を図るなど新たな運送サービスを創出していくことが必要である。

こうした課題について、地方創生の基盤である地域交通の DX を進め、移動の足の確保を推進する。

<実現に向けて必要となる取組>

(1) レベル4の自動運転バス・タクシーの実装加速

自動運転の社会実装に向けて目指すべき方向性を「モビリティ・ロードマップ2025」¹⁹として取りまとめ、制度整備等を含めて、政府一丸となって自動運転の社会実装に必要な施策を着実に推進していく。

自動運転レベル4の社会実装・事業化に向けた取組を推進するため、単なる実証にとどまらず、広く地域で事業として継続可能なビジネスモデルの構築を目指し、2026年度は、ドライバー不足等により満たされない移動需要を自動運転により充足、コスト面等の課題解決による既に運行中の自動運転のエリア等を拡大、技術的課題の解決により自動運転の適用範囲を拡大といった自動運転の事業化を前倒す取組を行う地域を、先行的事業化地域として10箇所程度選定し、各府省庁の支援策を集中させる。地方部、都市部のそれぞれの課題の特徴を踏まえ、国内外の優れた事例を取り入れることにより、自動運転の事業化を加速する。

また、自動運転車に係る社会的なルール の在り方について、2025年5月までに、自動運転車に係る保安基準・ガイドラインの具体化、迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方、自動車損害賠償保障法²⁰における損害賠償責任の明確化、自動運転車による交通ルールの遵守方法の明確化について、それぞれ方向性に関する結論を得たところ。これを踏まえ、2025年夏頃までに自動運転車に係るガイドラインを具体化するとともに、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を踏まえ、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に入れて更なる検討を行う。あわせて、今後国内において運送事業に依らない自動運転レベル4や自動運転レベル5の導入が見込まれる際には、運行供用者責任

¹⁹ デジタル社会推進会議において2025年6月に決定予定。

²⁰ 昭和30年法律第97号。

の在り方等について検討する。さらに、2025 年 10 月までに自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化等について自動運転車の開発者等と意見交換する枠組みを設置する。

さらに、2027 年に見込まれる自動運転タクシーの実装に向けて、ビジネスモデルに対応した規制緩和等として、2025 年 5 月に、管理の受委託の運用の明確化、特定自動運行時に必要な運行管理の在り方、タクシー手配に係るプラットフォームに対する規律の在り方について、それぞれ方向性に関する結論を得たところ。具体的には、特定自動運行の管理の受委託の許可基準の骨子を取りまとめるとともに、当面の間は、運行管理者の必要な選任数について、事業者からの申請に応じて審査することで対応することとした。また、自動運転も含めたタクシー運賃・料金制度と配車アプリに係る手数料との関係を整理し、必要な対応について検討する。

また、自動運転レベル 4 の事業化加速に向け、道路交通法²¹ 及び道路運送車両法²² に基づく走行に係る審査に必要な手続の透明性・公平性を確保する取組について、2024 年 6 月の取りまとめ以降、これに沿って審査手続を実行し、これまでに計 5 件の審査が実施された（2025 年 6 月時点）。引き続き、この取組を着実に実施していくとともに、過去の審査事例が活用可能なシステムを 2025 年度中に構築し、デジタル技術の活用を徹底することにより、手続の効率化・迅速化を図る。

「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、全国規模での自動運転サービス支援道の実装を推進する。具体的には、2025 年度の新東名高速道路における実証実験の検証を踏まえ、車両情報連携の共通の仕様を 2026 年春頃に策定する。また、2025 年度以降、東北自動車道の一部区間（約 40km）等を実証区間を拡大し、新東名高速道路及び東北自動車道での検証並びに物流ニーズや車両の開発状況を踏まえ、必要な支援機能等の道路インフラに関する基準等を策定し、さらなる自動運転サービス支援道の展開を図る。

（２）地域の自家用車・ドライバーを活用したライドシェア（自家用車活用事業等）の取組

全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針 2024 等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など²³、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。

特に、地方や観光地で移動の足不足の解消が求められていることを踏まえ、自家用車活用事業について、これらの地域の実情に応じた更なる活用を進める観点から、

²¹ 昭和 35 年法律第 105 号。

²² 昭和 26 年法律第 185 号。

²³ 通院・介護、通勤・通学、買い物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など。

2025 年度内に、以下の措置を講ずる。

- ①自家用車活用事業について、配車アプリが普及していない地域では、従来の制度に加えて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律²⁴第 6 条に基づく地方公共団体、公共交通事業者、地域公共交通の利用者等が参画する協議会において、営業区域、曜日・時間帯、時期について関係者間で協議が調った場合は、協議結果に基づく申し出を踏まえ、自家用車活用事業が稼働できる営業区域、曜日・時間帯、時期を拡大することができることとするよう、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。なお、この場合、地域の輸送サービスが供給過剰となるおそれがないかについて、タクシーの日車營收、実車率や配車マッチング率等の具体的なデータに基づく検証を継続的に実施し、必要な場合には、当該協議が調った営業区域、曜日・時間帯、時期を随時調整することとする。また、当該協議会において、一部の関係者が合理的な根拠を示さないまま協議が調わないなど、地域における円滑な協議に支障が生じる場合等にあつては、それらの状況を改善するための措置を検討し、所要の措置を講ずるものとする。
- ②自家用車活用事業の運賃について、道路運送法²⁵第 9 条の 3 第 3 項に基づき自家用車活用事業を実施するタクシー事業者、地方公共団体、地方運輸局長、住民代表者等を構成員とする協議会において協議が調った場合には、需要の繁閑に応じて一定の範囲で変動させることも含め、地域の実情に応じた運賃の設定を可能とするよう、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。
- ③タクシー事業者以外の者であるバス・鉄道事業者によるライドシェア事業の在り方に関して、ドライバー・車両等の安全・安心の確保の観点から課題の有無を確認するためのトライアルを行う。その上で、トライアルの結果を検証し、バス・鉄道事業者による当該事業への参画に関して、タクシー事業許可取得に係る要件の緩和や明確化も含め、制度改正やガイドライン整備等の所要の措置を講ずる。
- ④タクシー事業者の運行管理業務の効率化を進める観点から、現在、タクシー事業において実証が行われている事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼について、自家用車活用事業を含めて本格実施に円滑に移行することができるよう、運用の明確化を行う。

加えて、自家用有償旅客運送について、2024 年 6 月の規制改革実施計画²⁶を踏まえ、地域公共交通会議に係る関係法令や通達に定められていない独自の基準（ローカルルール）の取扱いについて、客観的な根拠に基づかないものは認められない旨が明確化され、見直しが進められているところであり、引き続き、ローカルルールが客観的な根拠に基づくものであるかを確認し、客観的な根拠に基づかないものに

²⁴ 平成 19 年法律第 59 号。

²⁵ 昭和 26 年法律第 183 号。

²⁶ 2024 年 6 月 21 日閣議決定。

について見直すとともに、客観的な根拠に基づくローカルルールとされたものについても、適時適切の見直しが行われるよう地方公共団体に求める。

（３）データ連携・活用等地域交通 DX 推進及び「交通商社機能」の確立

地域交通の持続可能性、利便性、生産性向上を実現する産学官の連携による自律的なデジタル技術活用を推進するため、デジタル活用を「サービス」「データ」「マネジメント」「ビジネスプロセス」の４つの観点から一体的・多面的に進める地域交通 DX を推進する。2025 年度は、MaaS、データ活用、業務プロセス改革等の多様なテーマでの地域交通 DX のベストプラクティス創出のほか、モビリティデータの出力仕様、デジタルチケットシステムや配車アプリ等の連携インターフェース、バスの業務モデルとシステム構成等を交通サービスにおける協調領域として定めた上で、その標準化を進める。2026 年度以降は、これらの取組により開発されたサービスや標準仕様の成果の質を引き上げ、社会実装を進める。

さらに、利用者のニーズや、それに基づき移動手段の在り方が多様化する中、「交通空白」²⁷の解消や地域交通の再構築に向けては、地域の交通データを用いて地域交通の課題や満たされない移動需要を可視化し、施策の解像度を高め、限られたリソースを効果的・効率的に活用する観点が重要となる。このため、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES や「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」等を活用し、バス・タクシー等の運行・利用情報や人流データ等を収集・分析、地域交通の課題等を可視化するための広域でのモビリティデータ連携・活用基盤の構築・実装を進める（TYPES では 2025 年度に先行自治体を選定）。

また、「モビリティ・ロードマップ 2025」に基づき、満たされない移動需要の掘り起こしや、需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える「交通商社機能」の普及を進めるために、バス、タクシー、自動運転を含む複数の交通手段を考慮して地域における需給をマッチングするための共通基盤の整備等を推進する。

7. インフラ

＜利用者起点で目指す姿＞

公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全を図るなど、国民生活にとって必要不可欠なインフラである上下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減、職員の減少、老朽化施設の増加等により厳しさを増している。

第 9 回課題発掘対話においても、「広域連携推進やデジタル技術の効果的な活用

²⁷ 地域交通に係る課題を抱えており、市町村や地域住民等がその解消に向けて何らかの対応が必要と認識しているもの。（<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001892135.pdf>）

が不可欠」、「上下水道に係る住民理解の醸成が重要」といった課題が挙げられた。

このような中、上下水道における DX 技術の実装に向けた具体的な方策を一体的に取りまとめたところであり、経営の広域化など 2050 年を見据えた上下水道のあり方についての議論の状況と整合をとりつつ、今後 3 年程度で DX 技術の全国での標準実装を速やかに実現する。

また、地下インフラ管理のデジタル化の実現に向けて、先行自治体における地下埋設管等のデータ整備の在り方に関する検討を実施する。

加えて、地方自治体におけるインフラ全般の維持について、目視等に頼りがちな現場業務をデジタル活用により、正確性を増し安全性を確保しながら、現場負担を軽減できるよう、ルールの見直しを地方自治体に働きかける。

＜実現に向けて必要となる取組＞

(1) 上下水道 DX による上下水道サービスの持続性確保

「上下水道 DX 推進検討会」での取りまとめを踏まえ、以下の取組を行う。

- ア. 上下水道のメンテナンス業務の高度化・効率化に資する DX 技術について、技術の適用条件やコスト、導入効果、導入実績など、地方自治体が DX 技術を実装する際に不可欠な情報を整理した上で、目的や要素技術等の条件から DX 技術を検索可能な「上下水道 DX 技術カタログ（以下「DX カタログ」という。）」を 2025 年 3 月に公表した。今後は、地方自治体に対する DX カタログの周知活動の強化や、日進月歩の技術革新に対応するため、DX カタログへの新たな技術の追加等、定期的な改訂を行うとともに、地方自治体の意見を聴取しつつ必要に応じた内容の充実を図る。
- イ. 全国の地方自治体において共通で実施されている業務である「漏水調査・管路診断のスクリーニング業務」について、AI や人工衛星等の新たな DX 技術の広域的な導入実績があることを踏まえ、中小自治体が共同して DX 技術を導入するモデル事業として 2025 年度に選定し、DX 技術の導入・実装の具体的な検討手順、先行事例が直面した課題や対応、技術の導入効果等を整理する「導入の手引き」を作成する。今後、広域的な連携を行った地方自治体等からのヒアリング結果を踏まえ、業務発注時の標準的な仕様書を示す等の具体的な取組を行う。あわせて、全国における上下水道 DX 技術の標準実装を進めるため、上下水道におけるその他の業務についても、共通化に向け検討を進める。
- ウ. 上下水道に係る施設情報の管理状況に関する全国調査（2025 年 3 月）の結果、水道で約 20%、下水道で約 8 %、集落排水で約 27%の地方自治体において管路台帳システムが未導入であるなど、施設の適切な維持管理に向け、デジタル化によるデータ管理が一層必要であることが明らかになった。この結果も踏まえ、今後、管路情報を紙媒体のみで管理している地方自治体をゼロにす

るための具体的な目標年次を設定するなど、施設情報のデータ化の推進に向けた支援策を検討・実施する。また、地方自治体同士の災害対応等に資するデータ共有の円滑化のため、管路情報を台帳システム等で管理する上での統一的な用語等の整備を進め、水道のプラットフォームや下水道の台帳に関する標準仕様書等の改訂を 2027 年度に行う。加えて、「デジタルライフライン全国総合整備計画」において一層の普及・浸透を進めることとしている「水道情報活用システム」のほか、下水道や集落排水分野を含む各分野における共通プラットフォームの利用促進等を通じて、クラウド型による情報整備・管理の普及を図る。

エ. 水道事業における経営改善の効果を定量的かつ容易に計測するための環境を整備するため、経営状況等に係る指標（収益・費用、資産・負債、老朽化、耐震化等）を地方自治体間で比較可能な形で提供する政策ダッシュボードを策定し、2025 年 6 月中に公表する。その後、政策ダッシュボードが、水道事業の経営改善に向けた取組への住民理解の醸成に向けた効果的なツールとして小規模自治体も含めた全国の地方自治体で活用されるよう、効果的な活用方法を 2026 年度に提示する。また、下水道分野の情報や経営状況等を可視化する取組について検討を進める。

（２）経営改善に向けた経営の広域化及び DX の取組

将来にわたり、上下水道事業を持続的に提供する観点から、経営の広域化など抜本的な改革に取り組むことが不可欠であり、2050 年を見据えた上下水道のあり方について議論が行われているところである。

その議論の状況を踏まえ、都道府県単位やそれ以上の広がりを見据えつつ、基礎自治体単位に捉われない経営の広域化など経営改善の取組を促進するとともに、これらの取組に資する DX 技術の実装に向けた具体的な方策を検討する。

（３）水道の可視化に関する各地域の取組の進捗管理

2025 年度に実施する「政策改善対話」における議論も参考にしつつ、政策ダッシュボードの効果的な活用手法の検討を行う。今後、政策の進捗状況に応じて、政策手段を再検討し、必要な措置を講ずる。

（４）インフラ管理 DX

電気・ガス・水道・通信等の地下インフラの埋設状況の把握とそのデジタル化を進めることが喫緊の課題となっている。これを踏まえ、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、地下インフラの点検・工事の生産性向上に向け、空間 ID を活用し、事業者間での埋設データの共有に係る先行的な取組を 2024 年度に行

ったところであり、この成果を踏まえ、地下埋設管等のデータ整備の在り方に関する検討を先行自治体において進める。

（５）インフラ全般の維持管理業務におけるデジタル化の促進

地方自治体における道路、河川・ダム、上下水道、港湾等のインフラ全般の維持について、目視等に頼りがちな現場業務をデジタル活用により、正確性を増し、かつ、安全性を確保しながら、現場負担を軽減できるよう、ルールの見直しを地方自治体に働きかける。具体的には、インフラ管理における新技術の活用を促進するため、新技術を活用する自治体への優先支援や専門家派遣等に取り組み、「予防保全型」維持管理への転換を図る。

また、2025 年度に創設したデジタル活用推進事業債により、インフラ管理業務を含め自治体の行政効率化、地域課題の解決等を図るためのデジタル活用を後押しする。

（６）ドローンの事業化加速

「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき 2025 年 5 月に策定されたガイドラインで示された統一的な規格に準拠した形で、全国でドローン航路の整備を進める。2025 年度から①関東及び中国地方における中山間地域の送電網上空、及び②巡視・点検需要が大きい国管理の一級河川上空、で航路整備を推進するなど、送電網や河川の上空を中心に全国的なドローン航路の整備を進めることで、中山間地域でのドローン利活用を後押しする。また、2025 年度にドローン航路及びその運営方法のガイドラインへの適合性を評価する「ドローン航路登録制度（仮称）」の試験的運用・検証を開始する。加えて、2025 年度以降のドローン航路の整備に当たっても、空間 ID をデータ連携における参照仕様としてその位置付け及び活用を検討していき、ドローンにおける G 空間情報の利活用を促進する。

多数機同時運航（操縦者の数より多い複数の無人航空機の同時運航）を安全に実現するため、レベル 3 又は 3.5 飛行で実施する 1 対 5（操縦者 1 人に対して 5 機）までの運航において求められる安全上の要件等を規定したガイドラインを 2025 年 3 月にとりまとめた。今後、ドローンの開発状況等を踏まえ、随時、同ガイドラインを見直す。また、高密度運航の中で生じる運航者の飛行調整の負担軽減を図るため、2025 年度に、運航者による飛行計画の調整をサポートする UTM²⁸サービスプロバイダの認定要件を策定する。

（７）自動物流道路の社会実装・ETC 専用化の推進

²⁸ UAS (Unmanned Aircraft System) Traffic Management (無人航空機の運航管理)。

物流危機への対応や温室効果ガス削減に向けて、道路空間を活用した新たな物流形態である自動物流道路を実現するため、2027 年度までの実験実施、2030 年代半ばまでの第 1 期区間での運用開始に向け、事業スキーム・社会実験の実施方針を含め、2025 年夏頃に最終とりまとめを行う。

また、ETC 専用化による料金所のキャッシュレス化を推進するため、2025 年度内に首都高速道路で新たに 55 か所を ETC 専用化（2028 年春までに概成を目指す。）するなど順次拡大していく。さらに、段階的に混雑に応じた柔軟な料金体系へ転換するため、ETC 専用化の状況を踏まえ、2025 年度以降、同料金体系の導入をモデル箇所で行う。

8. 防災

＜利用者起点で目指す姿＞

地方公共団体の限りある人員を前提としつつ、デジタルを活用し、災害時の関係者間の情報共有体制を強化するとともに、避難所等における多様なニーズの把握と対応や、住家被害認定の効率化を実施することなどにより、災害発生時に、効率的かつきめ細やかな被災者支援を実現するため、平時から以下の取組を進める。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）災害時の情報共有体制の強化

実際の災害対応に役立つ情報を集約し、各災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを 2025 年 12 月までに構築することを目指し、その中核を担う新総合防災情報システム（SOBO-WEB）について、意思決定や業務進行の支援など、更なる機能強化を行うとともに、防災 IoT システムにおけるリアルタイムの映像共有機能等の実装等を進める。また、各府省庁及び地方公共団体並びに指定公共機関の防災情報関係システムとの自動連携の充実に取り組むとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と国民向けのデータ連携基盤や Lアラート等との連携、地域レベルでの防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。さらに、AI や将来予測技術等の研究開発を後押しし、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携等を検討する。

あわせて、民間等により提供されている防災アプリ等の中でのデータ連携や、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等の防災関連システムと防災アプリ間でのデータ連携を図っていくため、実証実験（2024 年度は 2025 年 2 月、3 月に実施）での検証を行いつつ、取組を進める。

また、令和 6 年能登半島地震のように、市町村の区域を超えた広域避難が生じる状況下を想定し、切れ目のない被災者支援を展開するため、2024 年度は、デジタル

田園都市国家構想交付金 TYPES により、石川県において広域被災者データベースの先行的な構築に向けての検討を実施した。国の関係機関、地方公共団体等の多様な関係者の参画の下で計 14 回にわたり議論が積み重ねられ、その成果として、広域被災者データベースを他地域が導入する場合の仕様書と導入手順書を作成した。今後は、その成果物も踏まえ、関係府省庁等と連携して、広域災害において被災者情報を共有する仕組みの全国展開の方策を決定する。

これらの取組を進めるに当たっては、適宜、防災 DX 官民共創協議会と連携し、防災 DX に関わる官民の多様な関係者と意見交換を図り、より良い仕組みを構築できるように検討を進めていく。

石川県の取組については「デジタルライフライン全国総合整備計画」の一環として、「奥能登版デジタルライフライン」としてその利活用を進める。

（２）避難者に対する支援のデジタル化

避難所等でのデジタル活用の促進や、地域の集会所など被災者支援の拠点となり得る施設が果たす役割について記載した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」等を自治体に周知徹底する。

今後は、官民の多様な被災者支援システムの相互連携機能の実装状況や、特に小規模自治体のシステム導入の実態等も踏まえつつ、フェーズフリーや個人情報のセキュリティの確保といった観点も考慮した新たな避難者・被災者支援 DX を構築する。

その際、被災者の情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者情報を把握するための既存の各種フォーマット（例：保健師等による調査票、被災者台帳）の共通化に向けた検討を進めるとともに、市町村の区域を超えた広域災害についても、石川県の広域被災者データベースの検討も踏まえつつ、被災者支援システムの広域連携のための新たな仕組みを検討する。

また、災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの利活用を促進する。2024 年度は、マイナンバーカードやスマホアプリを活用した避難所運営や在宅避難者を含む避難者の状況把握等に関する実証実験を実施（2025 年 2 月）した。令和 6 年能登半島地震の経験も踏まえ、広域避難時の地方公共団体間での被災者情報の共有、マイナンバーカード非携行者への対応、停電・通信途絶下を想定した可搬型電源と衛星通信を用いたシステム稼働等の観点について検証を行い、成果を 2025 年 4 月に公表した。

今後、実証実験の成果を活用し、モデル仕様書の充実・更新を図り、それに適した優良なシステム・サービスを活用して行われる取組の早期社会実装・横展開を、新しい地方経済・生活環境創生交付金等を活用しながら推進していく。あわせて、

マイナンバーカードの平時からの携行率向上、スマホ搭載等の取組を進めるとともに、避難所等における受付や、薬剤情報をはじめとする健康医療情報の取得、罹災証明書のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を促進する。

（３）住家の被害認定調査のデジタル化

罹災証明書の交付の前提となる被害認定調査を迅速に行うため、内水氾濫時における住家の被害区分の簡易判定基準を策定した。また、2023年度のドローンやAI等を活用する技術検証の結果を踏まえ、「住家の被害認定基準運用指針」等を改定した。あわせて「住家被害認定業務実施体制の手引き」を改定し、民間アプリを活用した住家被害認定調査の先進事例について記載した。今後、引き続き、これらの改定内容について周知し、積極的に助言等を行うなど、市町村が、住家被害認定調査を適切かつ迅速に実施できるよう、必要な環境整備を進める。

（４）優良なアプリ・サービスの横展開等

上記（１）～（３）の取組について、防災DX官民共創協議会等を通じて、自治体・民間の意見を取り入れながら検討を進めるとともに、防災DX「サービスマップ／カタログ」の拡充・利活用促進や、モデル仕様書の作成・公表とそれに適した優良なサービス・システムへの新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用、デジタルマーケットプレイス（以下「DMP」という。）との連携・利活用促進の検討など、優良なアプリ・サービスの横展開・早期の社会実装を促進する。

（５）災害時に活躍する人材へのデジタル支援

防災DXを推進し、システム活用を前提とした的確な災害応急対応を行うには、情報システムへのデータ入力や利活用を行う適切な実施体制が重要である。このため、災害時に災害対応機関が多種多様なデータの収集・加工・入力を円滑に行えるよう、南海トラフ地震等大規模災害に対応しうるISUT（災害時情報集約支援チーム）の体制強化に取り組む。

また、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の効果的な研修や訓練等を通じて習熟を促すとともに、災害対応業務においてシステムを活用した情報処理の運用指針や、多様な災害種別に対応した関係機関での机上演習（TTX）等の実践的な訓練を普及促進する。

加えて、被災地方公共団体が新物資システム（B-PLo）を活用した迅速・正確な対応を行えるよう、応援協定締結事業者等も参加可能な防災訓練を実施するとともに、新たに応急期の現地研修の仕組みを構築する。

また、令和6年能登半島地震では、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、災害対応をデジタルの面から支援した。

こうした状況を踏まえ、大規模災害時に被災地方公共団体の災害応急対応について、今後、民間のデジタル人材による支援をより効率的・効果的に実施できるよう、「災害派遣デジタル支援チーム（仮称）」制度を 2025 年度に創設し、試行運用を開始する。

9. スタートアップ

＜利用者起点で目指す姿＞

人口減少により地域の生活環境の維持が困難な地域が増加する中、スタートアップをはじめとする民間企業（以下「スタートアップ等」という。）の新しい技術等を大胆に取り入れ、住民利便の向上を図るとともに、地方公共団体の人手不足の中でも質の高い行政サービスを提供することが重要である。このため、地方公共団体をはじめとした調達市場へのスタートアップ等の参入機会の促進のための環境整備を行うことで、地域課題の解決に向けて地方公共団体の取り得る選択肢を増やすことを目指す。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）スタートアップ等の活躍環境の整備

①スタートアップ等からの公共調達の促進（知的財産の扱い等）

公共調達をはじめとするスタートアップ等と地方公共団体の連携を加速するため、2024 年 7 月より、「国・地方スタートアップ連携実務者会議」を地域のスタートアップ拠点やオンラインで開催し、社会課題解決に取り組むスタートアップ等と地方公共団体の連携における課題等についてヒアリング等を進めてきた。この中では、例えば、地方公共団体が SaaS を活用する場合において、コスト面等から自前での SaaS の開発ではなく、利用料を支払って外部サービスを活用することが適切である場合でも、スタートアップ等に対し旧来型の契約書のひな型をもとに著作権の移転を前提とした調整がなされるケースがあったり、スタートアップ等のアイディア・ノウハウやセキュリティ関連情報等が公募の過程や情報公開等で外部に明らかになってしまうケースがあるなど、公共調達時にスタートアップ等が保有する知的財産やその保護に十分配慮がなされているとはいえないケースがあった。また、特に中小規模の地方公共団体においては、知的財産保護に関する留意点や各種調達方法に関する最新の情報が十分に得られない等の指摘があった。

足下では、国・地方の調達全体に占めるスタートアップ等からの調達割合は

2023 年度は 1.1%²⁹であり、また、これまでスタートアップとの連携実績がない地方公共団体の割合は 2023 年度において 7 割³⁰を超えているなど、スタートアップ等からの公共調達には足踏み状態となっている。このため、知的財産の扱いに関する基本的考え方、専門家との相談窓口の活用、地方公共団体にとって参考となる政府の通知等³¹や目的に応じた契約方式を選択するための先行事例³²の共有等を盛り込んだガイドラインを策定し、2025 年夏を目途に地方公共団体やスタートアップ等への展開を行い、中小規模の地方公共団体も含めて知的財産の保護や調達の工夫（共同調達（広域での共同調達を含む。）への参画や、公募型プロポーザル方式の適切な活用等）が容易に行えるような環境の整備を進める。

（２）都道府県の共同調達による横展開の推進等

2025 年 2 月、地方公共団体における調達業務の効率化等に向け、現在、都道府県が共同調達を行っているシステムについて、その取組状況やノウハウを可視化・共有する「共同調達ダッシュボード」が公開された。公開時点で 245 の共同調達の事例が掲載されているが、今後も新たな取組事例を掲載し定期的にダッシュボードを更新する。また、地方公共団体が SaaS を迅速に調達可能にするとともに、中小・スタートアップを含む調達先の多様化を促すため、2024 年 10 月より「デジタルマーケットプレイスカタログサイト」の正式版が公開され、2025 年 3 月には地方公共団体が調達業務において利用可能な機能が公開され、同年 4 月 23 日時点で 244 の事業者登録、270 のソフトウェア登録がなされている。

今後、DMP について、さらなるソフトウェア登録や利便性向上を図り、地方公共団体による DMP 利用を推進するとともに、DMP と共同調達ダッシュボードとの連携などを通じて、標準 20 業務及び共通 SaaS の対象候補を除くソフトウェアに関する広域での調達共同化、迅速化を後押しする。

（３）政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の見直しによる

²⁹ 「令和 5 年度中小企業・小規模事業者向け契約実績」及び「令和 5 年度地方公共団体による中小企業者の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」より内閣官房にて算出。

³⁰ 経済産業省「令和 5 年度産業経済研究委託事業（インパクトスタートアップの官民連携にかかる調査研究）」において、全 1788 の自治体を対象に WEB アンケートで調査を実施し、有効な回答を集計したものの。

³¹ 地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（地方公共団体 ASP・SaaS 活用推進会議平成 21 年度報告書）。

³² 熊本県合志市は、複数市町が参加する協議会を設置し、県や市町の補助金等を財源とした高齢者等の認知機能改善事業を実施。同協議会を通じることで、スタートアップに対する支払い時期を柔軟に設定することが可能であるとともに、事務局を合志市が担うことで、周辺の市町も負担感が少なく、参加しやすい仕組みとなっている。広島県では、地域課題解決のための解決策となり得るが効果が定かではないスタートアップの商品・サービス等に関し、まず 100 万円を上限とした県の活動支援金により効果検証を実施し、その結果を踏まえて、市町が調達契約に進む、という 2 段階からなる調達方式を採用している。

スタートアップ等の参入促進

現在、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府が調達するクラウドサービスにおけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入を目的とする、ISMAP について、クラウドサービス事業者（以下、本項目において「事業者」という。）による ISMAP 登録・更新申請に当たり、ISMAP 監査機関リストに登録されている監査機関による監査を要求している。しかし、監査項目が約 1,200 項目と多数に上り、事業者による監査費用が高額となっているほか、登録までの期間も長期化しているとの問題点が指摘されている。

このため、「規制改革推進に関する答申」³³を踏まえ、必要なサイバーセキュリティ水準を確保することを前提としつつ、スタートアップ等の事業者の監査負担を軽減して参入促進等を図る観点から、政府機関等にとって特に必要な管理基準を明確化するとともに、国際標準化機構（ISO）/国際電気標準会議（IEC）27000 シリーズ等、他の認証制度を取得している場合には、該当の認証制度を活用し、監査項目を削減するなど、監査負担を軽減する方向で、「ISMAP 管理基準」（2020 年 6 月 3 日 ISMAP 運営委員会）等を改訂する。

10. 労働

＜利用者起点で目指す姿＞

育児や家族の介護の状況、本人の健康状態など、働く方々がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その有する能力を最大限発揮できる働き方を実現できる社会を目指す。そのためには、働き方が多様化し、事業者の労務管理の在り方も多様で複雑なものとなる中、AI・デジタル技術を活用することで、事業者が適切な労務管理を行い、安心・安全で働きやすく魅力ある職場づくりを実現できるようにしていくことが重要な課題である。

＜実現に向けて必要となる取組＞

（１）労働基準監督行政 DX の推進

我が国は、国際的にみて労働者数に対する労働基準監督官の数が少ない中³⁴で、多様化する働き方や複雑化する労務管理により生ずる課題に的確に対応するためには、AI・デジタル技術を活用し、労働基準監督官が行う業務をより効果的・効率

³³ 2025 年 5 月 28 日規制改革推進会議決定。

³⁴ ILO（国際労働機関）は、先進国では労働者 1 万人当たり 1 人以上監督官がいることが望ましいとしているが、日本は 0.57 人と 1 人に満たない状況であり、監督指導件数も年間約 16 万件（全国の事業場（382 万事業場）のうちの約 4%程度）。

的なものとする取組を進め、限られた人員で最大限の効果を得られる監督指導体制を構築することが重要である。このため、AI・デジタル技術の活用により、労働環境改善に積極的な事業場に自主的な改善の取組を促す一方、法違反が疑われる事業場に対して限られたリソースを集中的に投入する取組を進める。

①事業者の自主的な改善の取組の促進

2027 年度からの運用開始に向けて事業場ごとのマイページ機能を設けたウェブサイト構築し、各事業場の業種や規模等に応じた法令改正の内容や助成金等の支援制度等の情報を的確に提供する機能や、労働条件等に関する自己診断の回答結果に応じて必要な資料の作成補助や、専門家による個別支援を勧奨する機能等を盛り込むことにより、法違反の未然防止や事業者の自主的な改善の取組を促進する。また、より多くの事業場が当該ウェブサイトを利用し、法違反の未然防止や自主的な改善が図られるためには、労働基準関連手続の電子申請を進めることが重要であることから、ウェブサイトを通じた電子申請の利便性向上を図ることとし、36 協定届、就業規則届等、特に件数の多い手続について、入力ガイドの追加やエラーチェックの強化等の支援機能を充実する。

②AI を活用した監督指導対象事業場の選定等

現状では、全国的な課題や地域の産業構造、労働時間の状況、労働災害の発生状況等を踏まえて対象事業場を選定して監督指導を行っているところ、この監督指導対象事業場の選定に関し、これらの労働基準監督署に蓄積した情報等と AI を組み合わせることにより、法違反や労働災害リスクの高い事業場をより効果的・効率的に選定する方法について、検証を行いながら早期の導入に向けた検討を進める。

③DX 推進体制の強化

2025 年度以降、厚生労働本省に「労働基準 DX 企画官」を設置する等、労働基準監督行政 DX の推進に向けた組織体制を強化し、行政サービスの向上、業務運営の効率化の取組を進める。

Ⅲ. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用等

人口減少社会において、地方公共団体による公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくためには、約 1,800 の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要である。このような観点に立って、「国・地

方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」³⁵等に基づき、下記の実組を進める。

（１）20 業務に係る情報システムの標準化への注力

基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則 2025 年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、国としても、支援体制の構築等に取り組んでおり、2024 年 12 月には、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」³⁶を改定し、2026 年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）について、概ね 5 年以内に移行できるよう積極的に支援することとしている。具体的には、現行システムの事業者の撤退等により次期事業者の選定に至っていない地方公共団体に対する事業者情報の提供やデジタル基盤改革支援基金の設置年限の延長などの取組を行っているほか、各地方公共団体の事情などに応じて丁寧に個別に支援することとしている。ガバメントクラウドの運用等経費については、大口割引（ボリュームディスカウント）の提供のほか、クラウド最適化支援や希望する地方公共団体への見積精査支援等により「クラウド利用料の低廉化」を図る取組を実施している。国以外の機関が負担するガバメントクラウドの利用料については、各機関が利用に応じて国に支払い、国は、国及び国以外の機関の利用料を一括して事業者に支払うことが可能となるように保管金の仕組みを法改正により実現するとともに、利用料の請求支払いを円滑に行うための情報システムを構築し、2025 年 4 月より運用を開始している。

また、移行後の運用経費への対応として、地方公共団体に寄り添った支援体制を強化するとともに、「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）で関係者の意見を聞いて取りまとめた総合的な対策に基づき、地方公共団体や事業者と協力して取り組む。

（２）共通化の推進

2024 年 10 月に連絡協議会が選定した共通化の対象候補となる 12 件の業務・システムのうち、次に掲げる 11 件の業務・システムについては、2025 年度決定分として、共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。制度所管府省庁は、共通化推進方針に基づく取組について、定期的に連絡協議会に対し、進捗報告を行う。

2025 年度決定分

³⁵ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）。

³⁶ 2023 年 9 月 8 日閣議決定。

- ①入札参加資格審査システム
- ②環境法令に係る申請・届出システム
- ③建築確認電子申請システム等
- ④預貯金照会のオンライン化の拡大
- ⑤選挙結果に関する調査・報告システム
- ⑥ふるさと納税の返礼品確認システム
- ⑦国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大
- ⑧経由調査の一斉調査システムの利用拡大等
- ⑨事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）
- ⑩重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム
- ⑪自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

2025 年度以降も、新たな共通化の対象について、連絡協議会が候補選定し、効果が高く、ニーズの高いものから順次取り組み、共通化に関するノウハウを蓄積しながら取組の精度を高めていく。

（３）都道府県の共同調達による横展開の推進等【再掲】

2025 年 2 月、地方公共団体における調達業務の効率化等に向け、現在、都道府県が共同調達を行っているシステムについて、その取組状況やノウハウを可視化・共有する「共同調達ダッシュボード」が公開された。公開時点で 245 の共同調達の事例が掲載されているが、今後も新たな取組事例を掲載し定期的にダッシュボードを更新する。また、地方公共団体が SaaS を迅速に調達可能にするとともに、中小・スタートアップを含む調達先の多様化を促すため、2024 年 10 月より「デジタルマーケットプレイスカタログサイト」の正式版が公開され、2025 年 3 月には地方公共団体が調達業務において利用可能な機能が公開され、同年 4 月 23 日時点で 244 の事業者登録、270 のソフトウェア登録がなされている。

今後、DMP について、さらなるソフトウェア登録や利便性向上を図り、地方公共団体による DMP 利用を推進するとともに、DMP と共同調達ダッシュボードとの連携などを通じて、標準 20 業務及び共通 SaaS の対象候補を除くソフトウェアに関する広域での調達共同化、迅速化を後押しする。

（４）地域における先導的な取組の加速化

新しい地方経済・生活環境創生交付金等も活用しながら、国・地方のデジタル共通基盤の整備につながる見込みのある新たなデジタル公共財の開発を行う自治体の取組を支援するとともに、複数自治体におけるデジタル公共財の共同利用・共同

調達を促進し、地域における先導的なデジタル実装の取組を加速させる。

（５）新時代のインフラ整備

「地方創生 2.0」、令和の日本列島改造の実現に向けては、スマート農業や工場自動化等の地域に根差した新たな AI サービスの創出が鍵となる。そのためには、その結節点となるデータセンターとそれを支える電力・通信基盤を「新時代のインフラ」として整備するとともに、その構成技術・システムの開発・実装を進めることが不可欠である。

電力と通信の連携（ワット・ビット連携）により、オール光ネットワーク技術³⁷の実装を進めつつ、電力インフラから見て望ましい地域（脱炭素電力が豊富な地域を含む）や大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導を含め、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備し、光ファイバや 5 G 等のデジタル基盤の全国整備を進めるとともに、データセンターの地方分散を推進する。そのため、まずは「ウェルカムゾーンマップ」の活用や電力系統への接続に関する規律の確保等を通じ、既存の電力インフラを活用できる場所におけるデータセンターの立地を促進する。並行して、電力・通信インフラの効率的な整備やデータセンターの運用効率の観点から、一定規模のデータセンターの集積が実現することを目指し、その集積地の選定や電力・通信インフラの先行的な整備を行っていく。あわせて、電力インフラをより有効に活用するため、オール光ネットワーク技術の活用により、分散配置を可能とする等のデータセンターの運用技術の高度化といった実装を促すための実証や新たな AI サービスの創出に向けた取り組みを進める。

（６）各府省庁の情報システム経費の「見える化」による効率化

国・地方が協力・連携してデジタル基盤の効率的な整備を行う前提として、各府省庁の約 1,400 の情報システムについて効率的な整備・運用を徹底し、情報システム経費の「見える化」により費用対効果を最大化させるため、引き続き、各情報システム経費に係る実績の推移の一覧をデジタル庁及び各府省庁のホームページにおいて公開するとともに、新たに整備を行う情報システムや経費が一定規模以上の情報システムについては、行政事業レビューシートを作成する。その上で、費用対効果や効率化努力が不十分な場合における見直しを図る。加えて、デジタル庁をはじめ各府省庁の PMO³⁸や PJMO³⁹の体制を強化し、PMO を中心としたガバナンス・PDCA サイクルを機能させるとともに、デジタル庁の「国の行政機関が行う情報システム

³⁷ 通信の低遅延性、大容量、低消費電力のサービスが実現する見込みであり、デジタルインフラ立地制約の緩和が期待される。

³⁸ Portfolio Management Office。

³⁹ Project Management Office。

の整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理する」機能が十分に発揮できるように体制を強化する。これらにより、より良い行政サービスを低コストで実現し、利用者の利便性や行政効率化の向上など効果の最大化を実現する。こうした「見える化」の取組により、国・地方のトータルコストの最小化を実現する。

（７）アナログ規制の見直し等

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づくアナログ規制の見直しは約 97%（2025 年 2 月末時点）が完了したところ、残る条項についても引き続き見直しを進めるとともに、規制所管省庁から地方公共団体や業界団体等への情報提供等を行い、アナログ規制見直しによる効果等への理解を浸透させることで、「制度の見直し」を「技術の実装」との好循環につなげていく。

また、地方公共団体における条例等に係る見直しを更に促進するため、国の知見の還元を含め、地方への取組支援を強化する。具体的には、従前からの一般的な支援・情報発信の拡充に加え、見直しに前向きな団体に固有の課題等に寄り添った支援を提供する「個別型支援」や、対象団体におけるアナログ規制の洗い出し結果やノウハウ等を全国の団体に横展開していくなど、各団体の取組フェーズに応じた総合的な支援メニューを提供することで、デジタル規制改革の面から地方創生を強力に後押ししていく。

さらに、年間件数 1 万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、2023 年 12 月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組む。

テクノロジーマップ⁴⁰・技術カタログ⁴¹について、技術情報の充実やこれらを掲載するポータルサイトの改善等を通じた効果的な情報提供に継続して取り組む。また、デジタル技術の導入を促進するため、アナログ規制の見直し内容やそれにより活用可能となったデジタル技術や導入事例等の情報を調査し、発信する。

加えて、新法規令等のデジタル原則適合性を確認するためのデジタル法制審査について、各府省庁は、アナログ規制及び情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定等について点検を実施し、点検結果をデジタル庁に提出する。デジタル庁は、これまでのアナログ規制の見直しやそのための技術実証の結果等を踏まえ、各府省庁や地方公共団体に対して、業務・システムを含む法令の運用面での更なるデジタル化の促進やアナログ規制点検ツールの開発・展開等の支援を行うとともに、各府省庁が提出した点検結果を確認・公表する。また、法制事務デジタル化及び法

⁴⁰ デジタル庁が整備・公表している、アナログ規制の見直しに活用し得る技術を把握できるよう、規制を類型化し、規制の類型と技術の対応関係を整理したもの（2023 年 10 月公表開始）。

⁴¹ デジタル庁が整備・公表している、アナログ規制の見直しに活用し得る、具体的な製品・サービス情報を整理したもの（2022 年 10 月公表開始）。

令データの利活用促進に向け、「法令」×「デジタル」ハッカソンにおいて提案のあった生成 AI 等の技術を用いた作品も参考にしつつ、中期的課題について技術検証を行い、法制事務の業務フローの見直し、法令編集機能や法令 API の改善等、優先順位を付けて順次開発・実装を行うとともに、法令データを利活用したサービスの開発の促進を行う。また、告示について 2026 年度中目途にベース・レジストリの提供開始を目指す。

（８）公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）

法人ベースレジストリについては、2026 年 3 月リリースを目指してシステムを整備する。

（９）事業者のデジタル化等

事業者のデジタル化においては、全体最適の観点から以下のような形で事業者向け行政手続システムの整備を進める。

ア. 事業者が各府省庁等に対する行政手続を行う際に、その検索から準備・手続管理までをワンストップで行えるようにする「事業者向けポータル（仮称）」の整備を進め、2025 年度中に実証版（ α 版）を構築し、その運用を踏まえ、2026 年度以降に正式版の提供を目指す。

イ. 事業者向けの認証機能の G ビズ ID や、決済、通知等について、デジタル公共インフラ（DPI）として位置づけ、デジタル庁の保有する他システムの活用可能性を検討しつつ、整備を進める。G ビズ ID については 2026 年度中に商業登記電子証明書との連携を進めるとともに、経済産業省が推進する産業データ連携に向けた取組であるウラノス・エコシステムのトラストに関する検討も踏まえ、民間での認証機能の利用拡大を検討する。また、各府省庁ウェブサイトのアクセシビリティ等の改善に取り組み、デジタル庁は必要に応じ品質向上に寄与する機能の提供等の支援を行う。

ウ. 各府省庁における事業者向け行政手続及び補助金の調査について、2025 年度以降も継続的に実施し、オンライン化が十分に進んでいない行政手続や補助金について、G ビズ ID や e-Gov、J グランツ等を活用し、効率的にオンライン化を推進する。事業者向け補助金については、2025 年度以降、全ての補助金の電子申請への対応を原則とする方針の下、J グランツにおいて、代理申請機能を追加したところ、その利用拡大を進める。

「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、公的手続のデジタル化に向け、補助金の電子申請に対する審査時の加点措置等の事例等の紹介や、事業者向け行政手続の全体像整理に向けた行政手続の悉皆調査への協力依頼、税務手続の DX など関係省庁等における取組の共有を行った。特にマイナポータル連携

等を活用した確定申告の推進に当たっては、関係省庁等による一斉周知を行い、2024 年分の所得税等の確定申告におけるマイナポータル連携の利用者が前年から約 120 万人増加した。また、事業者のデジタル化に向けては、デジタルインボイスの普及に関する施策等について情報共有を行った。さらに、関連施策として、ミラサポコネクト（成長加速マッチングサービス）等について情報共有を行った。

引き続き、関係省庁等が一体となって事業者のデジタル化の推進を加速する。

IV. データ利活用・EBPM

（１）データ利活用の推進

今後、人口減少の下、持続可能な日本社会と経済成長を両立させていくため、データや AI の利活用を全面的に社会実装することによって、限られた人的資源を補完する効率化を進めるとともに、それに限らず、新たな価値を創出し、一人一人の生活の質を向上させ、個人の幸福・自由、Well-Being を達成するデータ駆動社会を実現するため、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき、取組を進める。

（２）EBPM 推進等のための行政データの品質向上

デジタル行財政改革では、EBPM について、その第 1 段階として「見える化」、第 2 段階として「因果推論」、第 3 段階として「費用対効果分析」の順番で進めると同時に、EBPM を支える行政保有データを中心に、関係行政機関が負担なく取得できるような基盤整備の構築を目指してきた。こうした考えの下、デジタル庁の協力を得ながら、教育・介護等の主要 DX プロジェクトの進捗状況を「政策ダッシュボード」による可視化など着実に取組を進めてきた。

また、EBPM を支える基盤整備の一環として、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局、内閣府及びデジタル庁が協力し、経済・財政と暮らしに関する各種データの「見える化」を推進する『「見える化」データベース』を発展させる形で、2025 年夏に「ジャパンドッシュボード」を公開する。これは、我が国の主要な政策に関するデータ（経年推移を含む。）を、各省庁に加え、地方公共団体や民間企業等が容易に分析利用できる状態で格納・公開するものであり、今後、EBPM の共通データ基盤となることを見据えて更にデータ等の拡充を順次進めることとする。

一方で、「見える化」に取り組む過程では、紙資料を PDF 化しただけの機械可読性の低いものなど、データが利用可能な品質に達していないという課題に直面した。今後、EBPM を政策の手段と効果の因果関係を検証する第 2 段階や、費用対効果を分析する第 3 段階へと進めていくためにも、機械可読性のほか、正確性や完全性と

いった幅広い観点から、データ品質を向上させていくことが不可欠である。このため、デジタル庁において、各省庁におけるデータ利活用の取組状況を把握・評価し、全体最適の観点から必要な調整・指導を行うなど、政府横断的な取組を進める。

（３）行政におけるデータ利活用推進に向けた体制整備

このような EBPM を中心とした取組に加え、今後は行政保有データの多様な利活用手法を柔軟に取り入れていくことが重要である。過去データに基づく将来予測、分類による優先順位付け、オペレーションの最適化、自然言語処理を用いた文書処理や意見分析など、データ利活用の可能性は多様であり、必ずしも EBPM という枠組みに限定されるものではない。政策立案や日々の業務改善、住民サービスの質向上にもつながる幅広いユースケースを念頭に、行政におけるデータの利活用を推進していく必要がある。

今後、このような広い視点から行政におけるデータ利活用を進めていくに当たっては各府省庁での実践の支援が重要であり、デジタル庁に、官民の専門性の高いデータ人材を効果的に配置することで、各府省庁の取組を横断的に支援する体制を強化する。人材の育成・確保といった課題にも対応しながら、各府省における現場主導のデータ利活用を継続的に後押ししていく。

（４）行政事業レビューを通じた EBPM の推進

政策立案・意思決定プロセスの抜本的な改革につなげるため、デジタルや AI も活用し、引き続き行政事業レビューを通じた EBPM を実践していく。

また、EBPM の推進を担う人材の育成については、令和 6 年の秋の年次公開検証での EBPM の推進を担う人材の育成の在り方についての取りまとめを踏まえ、行政事業レビューシートの作成を通じて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげられるよう、ガイドブックの改訂・解説会の実施や優良事例の選定・横展開などにより、各府省庁における EBPM の定着と人材育成の好循環を促していく。

さらに、基金について、新規造成の事業を中心に基金シートの公表時期を前倒すなど透明性の更なる向上を図るとともに、資金の有効活用の観点から、EBPM の手法を用いた効果検証や PDCA の取組を推進し、「基金の点検・見直しの横断的な方針」⁴²も踏まえ、その必要性や成果の達成状況、執行見込み等について、基金シートを用いて不断に点検・検証を行う。

⁴² 2023 年 12 月 20 日行政改革推進会議。

（５）RS システム

行政事業レビューについては、原則全ての事業を対象にレビューシート等を作成・公表しており、2024 年 4 月から、「RS システム（レビューシートシステム）」を導入し、個々の事業の概要、KPI、支出先などシート上の全ての情報のデータベース化を行い、同年 9 月から「行政事業レビュー見える化サイト」を開設して、データベースを一般公開し、利用者の目的や興味・関心等に応じて各府省庁横断的な検索や分析を容易にしたところである。

引き続き RS システムの入力機能や検索機能等の改善を進めるとともに、AI の活用可能性等の検討を行うアイデアソン・ハッカソンや調査研究を通じて、AI 技術を活用したレビューシート等のデータの利活用や EBPM の更なる推進等のための取組を進めていく。

5. 終わりに

2023 年夏のデジタル行財政改革の始動後、教育、介護、交通、インフラ等の各分野に加え、国・地方デジタル共通基盤の整備、データ利活用のための包括的な制度の検討等、改革の基盤となる分野横断的な取組を進めてきた。

今後は、新たな課題に対する企画立案を進めることに加えて、これまで決定してきた各種の改革を着実に実行し、その成果を全国に普遍化することが一層重要となる。このため、デジタル庁の体制強化と併せて、各府省庁の PMO や PJMO の体制の充実を行うとともに、地方自治体に対する人材支援などを着実に実施していく。

これらデジタルを前提とした制度・体制の整備により、デジタル行財政改革をオールジャパンで推進する。